

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

最高裁判所は平成27年12月16日、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき」としました。しかし、判決から4年が経過した現在も国会審議は十分に進んでおりません。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成・容認が42.5%で反対が29.3%となるなど、選択的夫婦別姓制度に対する国民の意識は変わってきています。

更に、夫婦の姓をめぐる環境も大きく変化しています。平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後です。男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦で同じ姓を名乗りたい方は引き続き夫婦同姓を選択でき、別姓が必要な方は夫婦別姓を選択できるものであり、多様なあり方を自ら選択できるものです。また、女性活躍の推進にもなるとの意見があります。

一方で、選択的夫婦別姓制度導入による社会的影響も懸念されていることから、さまざまな意見を踏まえた上で議論することが必要です。

よって、台東区議会は国に対し、選択的夫婦別姓制度について

国会において審議するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月19日

台東区議会議長 石塚 猛

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 へ